

平成 27 年 10 月 30 日

「消費者物価指数 2015 年基準改定計画（案）」に関する意見募集の結果

総務省は、「消費者物価指数 2015 年基準改定計画（案）」に対し、平成 27 年 7 月 18 日（土）から同年 8 月 21 日（金）までの間、御意見を募集したところ、7 件の御意見をいただきました。総務省では、意見募集の結果を踏まえ、本年中に「消費者物価指数 2015 年基準改定計画」を決定し、その後、2015 年基準指数への切替えを行う予定です。

1 経緯等

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定することを目的として、毎月作成・公表しています。

同指数は、一定の周期で指数の基準年次を更新する「基準改定」を行い、採用する品目やウエイトなどを見直し、公表する系列の拡充などを行っています。

総務省では、平成 28 年（2016 年）に予定している同指数の第 15 次の改定（現行の 2010 年基準から 2015 年基準への移行）に向け、改定の主な内容及び指数作成上の基本方針について取りまとめ、「消費者物価指数 2015 年基準改定計画（案）」を策定し、平成 27 年 7 月 18 日（土）から同年 8 月 21 日（金）までの間、意見募集を行いましたので、提出された御意見及びそれに対する総務省の考えを併せて公表いたします。

2 意見募集の結果

提出された意見等の要旨及び意見等に対する総務省の考えは、別紙のとおりです。

3 今後の予定

皆様から寄せられた意見を踏まえ、本年中に「消費者物価指数 2015 年基準改定計画」を決定し、その後、2015 年基準指数への切替えを行う予定です。なお、2015 年基準指数への切替えは、平成 28 年 8 月下旬の公表時（全国：平成 28 年 7 月分、東京都区部：平成 28 年 8 月分中旬速報値）を予定しています。

連絡先

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室
物価指数第一係・第二係

担当：課長補佐 高橋

物価指数第一係長 嶋北

物価指数第二係長 山下

電話：03-5273-1175（直通）

FAX：03-5273-3129

「消費者物価指数 2015 年基準改定計画（案）」に対して提出された意見と総務省の考え方

意見募集期間： 平成 27 年 7 月 18 日～平成 27 年 8 月 21 日

提出意見数： 7 件

該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
2. (2) ウエイトの更新	<p>【意見提出者：匿名】</p> <p>「ウエイトの更新」について、「家計調査の結果等を用いる」となっているが、家計調査は、回収率も公表されていず、標本の代表性に疑問があることから、家計調査の結果を主とするのはやめるべきである。</p>	<p>家計調査では、調査世帯が全国の世帯の縮図となるように、統計理論に基づき無作為抽出の方法により世帯を選定して調査が行われています（なお、標本に関する情報については、集計世帯数や標準誤差率等が公表^(*)されています。)。また、同調査からは世帯の消費支出の詳細な資料が得られることなどから、「ウエイトの更新」には同調査の結果を用いることが、消費者物価指数の精度の維持向上に資するものと考えています。</p> <p>(*)家計調査年報に掲載しています。 URL http://www.stat.go.jp/data/kakei/npsf.htm</p>	なし
2. (4) モデル式	<p>【意見提出者：日本銀行調査統計局 経済調査課長 中村康治】</p>	<p>モデル式については、基準改定において精度の維持向上に必要な改定作業を行うほか、料金制度</p>	なし

該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
の改定	<p>今回の基準改定計画案では、モデル式について、統計精度の維持向上に向け、採用する価格やモデルケースの必要な改定を行うとされています。現時点では、最終的な内容は明らかではないものの、これを適切な方向性として支持したいと思えます。現行のモデル式では、例えば、「携帯電話通信料」は最安価格を取り込んでいますが、利用者が最安プランに変更するまでには相応の時間を要するため、平均的な利用者の実際の適用料金は必ずしも最安とは限りません。このため、各時点で最も利用回線数の多い代表的な価格を考慮するといった対応が望まれます。その他のモデル式についても、実態を的確に捕捉できているかとの観点から、必要に応じて適切な改定を検討して頂けると幸いです。</p>	<p>や価格体系の実態をよりの確に反映できるよう、随時、各々の品目において適切な時期に見直しを行うこととしています。今後、いただいた御意見も踏まえながら、必要に応じた適切な対応に努めてまいります。</p>	
2. (5) 公表系列の充実等	<p>【意見提出者：大井敏史】 「第一次産業」「第二次産業」「第三次産業」の製品別の区分けの追加を希望します。</p>	<p>製品別の区分けについては、消費者物価指数で「財・サービス分類指数」を作成・公表^(*)しており、これは産業分類等（農水畜産物、工業製品、サービスなど）を参考にして品目を分類していますので、適宜区分けしていただいた上で御利用ください。</p> <p>(*)月報及び年報に掲載しています。 URL http://www.stat.go.jp/data/cpi/1.htm</p>	なし
	<p>【意見提出者：大井敏史】 食料・電気・水道等の「生活必需品」と、それ以外の</p>	<p>消費生活における各品目の購入特性による区分けについては、支出弾力性の大きさによって区分</p>	なし

該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
	「非生活必需品」の区分けの追加も希望します。	<p>した「基礎的・選択的支出項目別指数」や、年間購入頻度によって区分した「品目の年間購入頻度別指数」を作成・公表^(*)していますので、適宜区分けしていただいた上で御利用ください。</p> <p>(*)月報及び年報に掲載しています。 URL http://www.stat.go.jp/data/cpi/1.htm</p>	
	<p>【意見提出者：土井法律事務所 弁護士 黒田啓介】 生活保護世帯や、低所得層の世帯の消費実態が明らかとなるような指数を提示すべきである。 低所得層の世帯の消費実態が明らかとなるような指数を提示すべきである。 また、5分類の第1階級世帯の調査所得の中央値や平均所得を明らかにすべきである。</p>	<p>世帯属性別の消費構造の違いを反映した指数については、世帯属性別の区分ごとに作成したウェイトを用いた「勤労者世帯年間収入五分位階級別指数」等を作成・公表^(*)していますので、御利用ください（なお、家計調査では、年間収入五分位階級別の1世帯当たり1か月間の収入等が公表^(*)されています。）。</p> <p>(*)月報及び年報に掲載しています。 URL http://www.stat.go.jp/data/cpi/1.htm (*)家計調査年報に掲載しています。 URL http://www.stat.go.jp/data/kakei/npsf.htm</p>	なし
	<p>【意見提出者：土井法律事務所 弁護士 黒田啓介】 パーチェスチェックは引き続き発表すべきである。</p>	パーシェ・チェックは引き続き公表します。	なし
	<p>【意見提出者：土井法律事務所 弁護士 黒田啓介】 世帯主60才以上に加え、65才以上の無職世帯の指数を公表することに賛成。</p>	本案に賛成の意見として承りました。	なし(賛成意見のため)

該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
	<p>【意見提出者：日本銀行調査統計局 経済調査課長 中村康治】</p> <p>家計が実際に直面する物価は、消費税を含むベースですが、経済・物価情勢を的確に把握するためには、税制改正など一時的な制度変更の影響を除くベースの物価も併せてみていく必要があります。こうした観点から、日本銀行では、消費者物価について、消費税率引き上げの直接的な影響を除く系列を独自に作成し、経済・物価情勢に関する判断や金融政策運営に役立てると同時に、「金融経済月報」や「経済・物価情勢の展望（展望レポート）」で対外公表しています。これは、あくまで分析用の試算値ではありますが、民間エコノミストの方々を含め、広く一般に利用されているところです。同様の観点から、日本銀行では、所管する企業物価指数および企業向けサービス価格指数について、消費税込み／税抜き、双方の指数を公表しています。</p> <p>2017年4月に次回の消費税率の引き上げが見込まれるなか、ユーザーとしては、今回の基準改定を機に、消費者物価指数の作成当局である総務省統計局が、消費税の影響を除く指数を作成・公表していくことを強く要望します。付加価値税の導入が進んでいる欧州諸国では、消費者物価について、統計作成当局である Eurostat が税込み／税抜きの両方の系列を作成・公表し、ユーザーニー</p>	<p>消費税の影響を除く指数の作成・公表については、統計委員会^(*)においても審議され、平成29年4月に予定されている消費税率の改定に併せて、参考系列としての作成・提供を開始できるよう具体的な検討を進めるとともに、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図ることとされました。今後、頂いた御意見とあわせて、関係機関や学識経験者の協力を得ながら、検討を進めてまいります。</p> <p>(*)統計委員会：公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて、専門的かつ中立・公正な第三者機関として有識者の委員で構成される常設の組織であり、公的統計に関して審議が行われています。</p>	あり

該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
	<p>ズに応じています。国際比較を可能にする観点からも、消費税の役割が大きくなっているわが国において、同様の対応が採られることは有益と考えます。</p> <p>その際、「総合」や「生鮮食品を除く総合」などの集計値だけでなく、小中分類や各品目についても消費税の影響を除くベースの指数を作成・公表するとともに、1989年や1997年の過去の消費税率引き上げ局面との比較が可能となるよう、出来るだけ時系列的に遡って指数を作成・公表することをご検討頂ければ幸いです。</p> <p>もっとも、消費税調整後の消費者物価を作成・公表していくにあたっては、実務的な検討課題も多いと推察します。例えば、税込み/税抜きとの2つの価格を調査することは、統計調査員の事務負担や誤報告を増加させる恐れがあります。この点、日本銀行では、消費者物価から消費税の影響を除くにあたり、税法に則して、品目毎に課税/非課税を見極めたうえで、課税品目について税率分を機械的に調整するという手法を採っています。このような方法であれば、調査員の追加負担なしに、総務省統計局側の作業のみで指数を作成することが可能となります。その際は、「参考系列」としての公表で十分ではないかと考えます。</p>		
	<p>【意見提出者：日本銀行調査統計局 経済調査課長 中村康治】</p>	<p>「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」の作成・公表については、所要の検討を進めてまいり</p>	<p>なし</p>

該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
	<p>消費者物価は様々な要因の影響を受けて変動するため、経済・物価情勢を的確に判断するうえでは、実際の物価指数の動きの中から一時的な要因による変動を除去し、基調的な物価変動率を把握する必要があります。こうした観点から、消費者物価指数では、変動の比較的大きい品目を予め特定し、そうした特定の品目を取り除いたコア指標として、「生鮮食品を除く総合」や「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」が既に公表されており、日本銀行でも大いに活用しています。もっとも、こうした手法で作成されるコア指標は、取り除く品目のウエイトが大き過ぎると、家計が実際に直面している生計費から乖離してしまう惧れがあり、実際、「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」の万分比ウエイトは6828まで低下しています。このため、日本銀行では、「生鮮食品を除く総合」と「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」の中間的なコア指標として、特に変動の大きいとみられる生鮮食品とエネルギーを控除した系列を独自に作成し、物価情勢の判断や金融政策運営に役立てると同時に、「金融経済月報」や「経済・物価情勢の展望（展望レポート）」で公表しているところです。この「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」については、民間のエコノミストやメディアの方々からバックデータ等に関する照会が多数あり、ユーザーニーズの強さが窺</p>	<p>たいと考えています。</p>	

該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
	<p>われます。エネルギー価格に大きな影響を及ぼす国際商品市況の近年の急激な変動も併せて考慮すると、今回の基準改定に際し、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」を始め、エネルギー価格の影響を取り除くコア指標の作成・公表を一層充実させていくことは、有益であると考えます。</p>		
<p>3.(1) 調査銘柄の常時見直し</p>	<p>【意見提出者：匿名】 銘柄のほかに、どのような価格を調査するのも検討すべきである。 特定の日だけ調査し、また、特売の価格は調査していないものもあるが、価格実態としては、どの価格でどの数量販売されたのかを踏まえた加重平均のようなものが必要である。</p>	<p>消費者物価指数では、物価変動のすう勢を安定して捉える等の観点から、現行の調査方法を採用しています。特売の価格や数量の変化についての物価変動の測定精度への影響については、いただいた御意見を踏まえ、今後とも、分析及び研究に取り組んでまいりたいと考えています。</p>	なし
<p>3.(2) 品質調整の適切な実施</p>	<p>【意見提出者：みずほ証券金融市場調査部 チーフマーケットエコノミスト 上野泰也】 論議の的になっている家賃の品質調整問題については、経年劣化だけを切り口にして性急に行うべきではないと考える。その地域における需給のバランス、駅から近いかどうかといった利便性、日当たりや周辺環境の良し悪し、付帯している設備のグレードなど、その賃貸住宅の価値評価（家賃）に影響してくる重要な要素は、築年数の他にもたくさんある。古くなったがゆえに実質的に劣化したと一律にみなすのは、あまりにも強引な割り</p>	<p>家賃の品質調整については、統計委員会^(*)においても審議され、平成29年度の可能な限り早期に試算結果を含めた研究成果を公表するとともに、継続的かつ幅広い検討・情報提供に努めることとされました。今後、いただいた御意見と合わせて、関係機関や学識経験者の協力を得ながら、検討を進めてまいります。</p> <p>(*)統計委員会：公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、統計法（平成19年法律第53</p>	なし

該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
	<p>切りではあるまいか。賃貸住宅には多様性がある（統一規格や性能面での画一性といったものがない）ので、パソコンのような一律の品質調整にはなじまない。いずれにせよ、この問題は十分な調査・検討が必要であり、2020年の次回基準改定に向けた検討事項という位置付けが妥当である。</p> <p>また、このタイミングでやや強引に、消費者物価指数が持ち上がる方向で統計手法に変更を加えると、政府のデフレ脱却宣言や日銀の2%物価目標達成を狙った政策意図のある行動ではないかという疑念が生じやすい面がある。「李下に冠を正さず」が、この局面で政府がとるべき姿勢としては妥当と考える。</p>	<p>号)に基づいて、専門的かつ中立・公正な第三者機関として有識者の委員で構成される常設の組織であり、公的統計に関して審議が行われています。</p>	
	<p>【意見提出者：日本銀行調査統計局 経済調査課長 中村康治】</p> <p>わが国では、高齢化・人口減に伴って住宅ストックの老朽化が進んでいます。こうした中であっても、現在の消費者物価では、家賃について、住宅の経年劣化の影響を調整していないため、指数に下方バイアスが発生していると考えられます。家賃のウエイトは、帰属家賃も含め全体の2割近くに達することを踏まえると、そうした下方バイアスの影響は定量的に小さくないと考えられます。このため、消費者物価指数全体の精度向上の観点からは、家賃の品質調整に早急に取り組むことが不可欠で</p>		なし

該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
	<p>あると考えます。住宅とは属性が異なりますが、日本銀行が作成・公表している企業向けサービス価格指数の「事務所賃貸」では、2010年1月分から、経年による品質劣化率を推計・調整しています。2015年時点の「事務所賃貸」について、品質劣化の調整に伴う価格の押し上げ効果をみると、全国で+0.7%、地域によっては+1%強に達しています。</p> <p>もちろん、家賃の品質調整を行うにあたっては、調査対象サンプルの築年数だけでなく、家賃に影響を及ぼし得る様々な要因について、かなり多くのデータが必要であり、これらデータを地域ごとにどう入手し、安定的に指数を作成していくかといった、実務的な課題が多いことは承知しております。こうした実務的な難しさを踏まえると、まずは、現時点で入手可能なデータに基づいて、家賃の経年劣化率について予備的な推計を行い、これを調整した指数を「参考系列」として作成・公表していくことも、有益ではないかと考えます。因みに、米国では、消費者物価の家賃に関する品質調整は、1980年代後半から実施されています。</p>		
全般	<p>【意見提出者：匿名】</p> <p>いい加減な指標操作でインタゲ捏造するのはやめて欲しい。</p>	<p>提出された御意見は、今回意見募集した内容と直接関係ませんが、今後とも、消費者物価指数の中立性と信頼性の確保に努めてまいります。</p>	なし